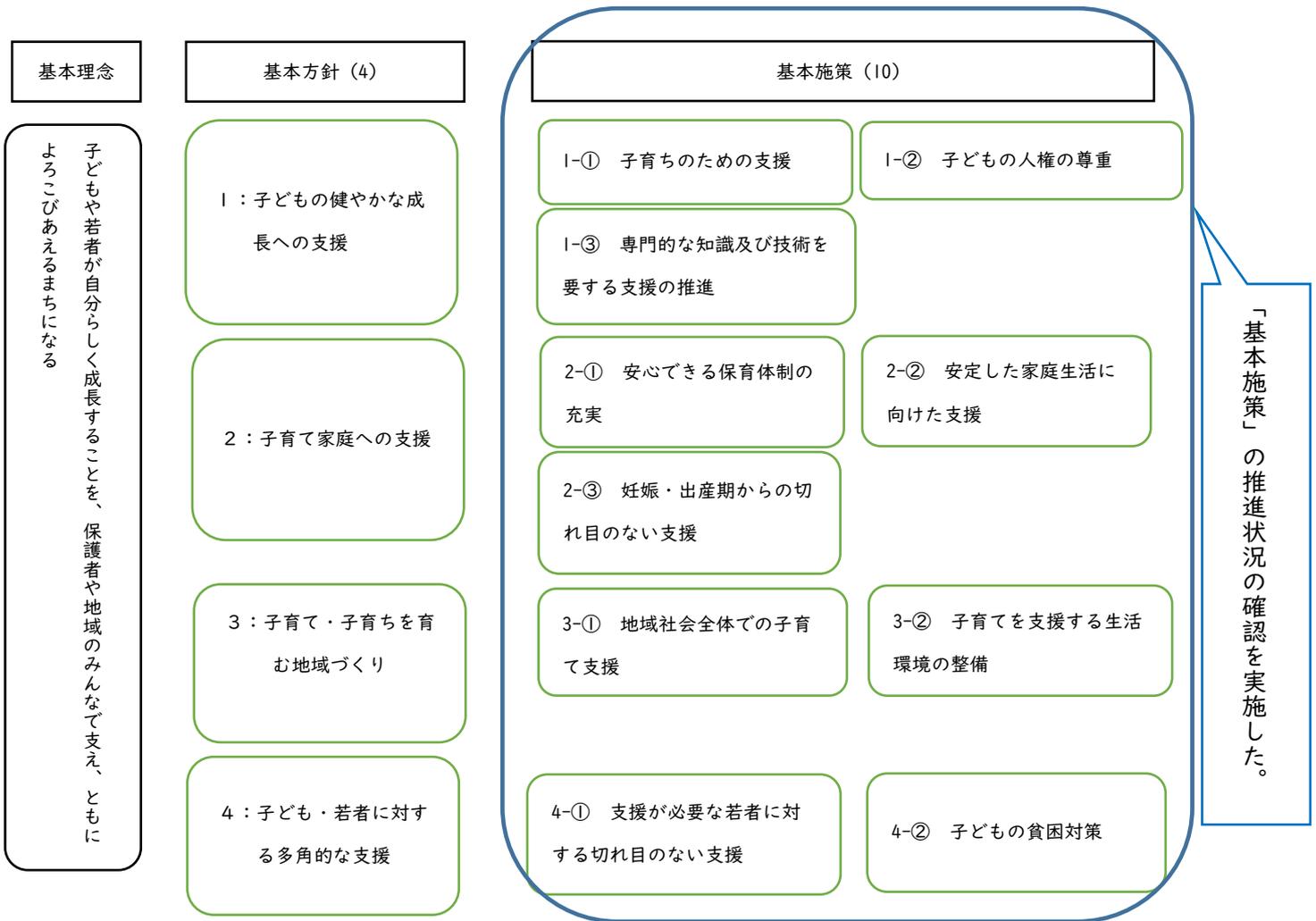


多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）における
現計画取組の成果確認について（報告）

1. 報告事項

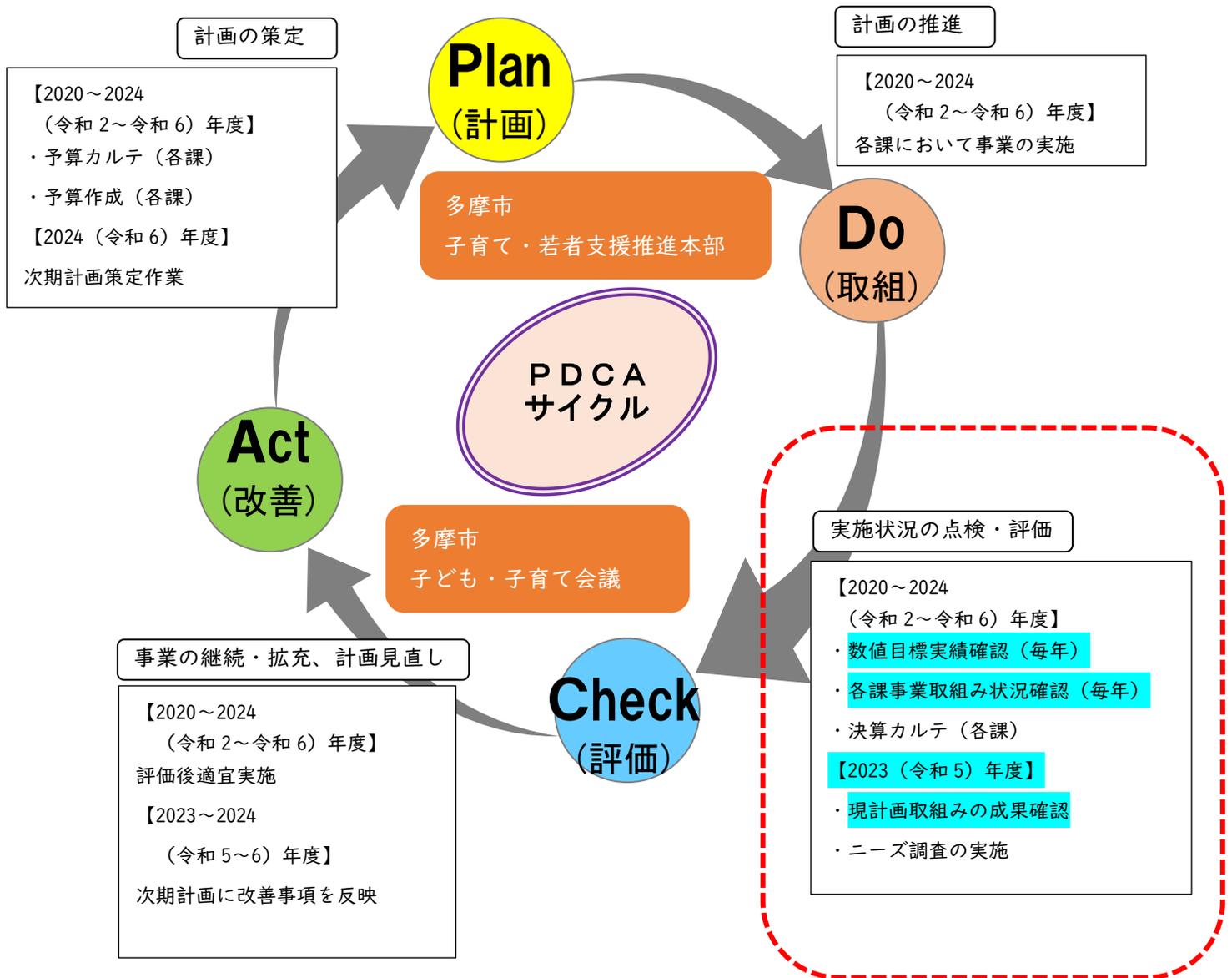
多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）における現計画取組の成果について、報告する。

2. 施策の体系



3. 計画の推進状況の点検・確認：プランPI04 参照

多摩市子ども・子育て・若者プラン（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の取組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていく。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行う。



4. 確認方法

各担当課における個別施策（各事業）の推進状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策（10施策）の令和2年度から令和4年度までの取組の成果確認を行った。

5. 基本施策の推進状況

基本施策1-①：子育てのための支援				
基本 施策 推進 状況	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により様々な対応が求められる状況であったが、各施設で工夫しながら運営を続け、令和4年度からは、地域子育て支援拠点や児童館では利用者が増え始めた。保育所では、施設整備等による保育枠の拡大により、待機児童数が大幅に減少した一方で、新型コロナウイルス感染症を起因とする保育所等の預け控えや少子化による出生数の減少に伴い、地域によっては保育枠に空きが生じてきている。</p> <p>多様なライフスタイルに対応した保育所の活用方法を検討し、子育て世帯への支援を図るとともに保育施設の安定運営を図っていく。長期的には、少子化対策に取り組み、出生数の減少を食い止める必要がある。</p>			
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
	1-①-1 幼児期の教育・ 保育及び学童期 の保育の充実 【施設型給付(保育 所)】 *子育て支援課	令和2年4月に聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリアに、やまとさくら保育園及び関戸みどりの保育園の認可保育所2施設を設置し、令和3年4月に永山駅周辺エリアに、おだ学園保育園を1施設設置した。また、バオバブ保育園やみさと保育所の大規模改修等に合わせて定員数の増を図ることで、待機児童が多い0歳児クラスから2歳児クラスの保育枠を合計108枠拡大した。これらの取組により、待機児童数は令和2年4月時点で50名だったところ、令和4年4月時点で4名となり、待機児童の解消に向けて大きく前進した。	待機児童数は大きく減少したものの、定員以上の入所申請がある地域と保育枠に空きが生じている地域がある。定員そのものの適正化を行いつつ、空いた定員部分への運営費等の対策や空いた保育スペースの活用方法について、市として対策を考えていく必要がある。	国においては(仮称)こども誰でも通園制度に関して現在検討が進められており、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化だけではなく、保育枠の空きを活用することから、運営費等の支援効果も見込める。そのため、制度の試行実施を含め、早期に実施していく。
1-①-2 子どもと親子の 居場所づくりの 推進	令和3年度にはパルテノン多摩に「こどもひろばOLIVE」が新たに開設し、令和4年度では利用者数59,000人となるなど、多くの方にご利用いただいている。また、市外の方の利用も	令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことを受け、利用者数は回復することが予想される。現在、地域子育て支援拠点は市内10か所に設置さ	今後は、市内保育所・幼稚園など子育て支援を担う社会的な地域施設と連携しながら、事業展開をすることについて、検討していく。	

<p>【地域子育て支援拠点事業】 *子ども家庭支援センター</p>	<p>多く、多摩センター活性化、ひいては多摩市の魅力発信に資する施設となっている。 地域子育て支援拠点事業全体としては、コロナ禍により利用者が大きく減少したものの、令和4年度は少しずつ利用者数が戻ってきており、未就学児への居場所の提供や子育て世帯の負担軽減を図ることができた。</p>	<p>れているが、全ての施設が市の公共施設での実施となっており、相談等窓口の多様性に欠けている。</p>	
<p>1-①-3 児童の健全育成 【児童館事業】 *児童青少年課</p>	<p>コロナ禍により通常の児童館運営が難しくなり、休館や時間短縮での運営を余儀なくされた。一方で、電話相談やYoutube配信を行うなど、情報発信を行うとともに利用者等が閉塞的な環境とならないよう対策を講じた。並行して、連光寺児童館・落合児童館の改修工事を行いリニューアルオープンした。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引き下げに伴う利用者の増加が見込まれる一方、子どもの居場所としての役割、少子化に伴う全体的な児童館利用者(0歳~18歳)の人数減少など様々な要素がある中で、利用者のニーズに合った児童館運営を進めていく必要がある。</p>	<p>利用者の児童館に求めているニーズやそれぞれの地域的な特性について情報収集や分析を行い、児童館運営の方向性に関する検討を進めていく。</p>
<p>1-①-4 子どもの健康の確保 【特定妊婦支援】 *健康推進課</p>	<p>望まない妊娠や若年での妊娠、経済困窮等に伴う特定妊婦やハイリスク妊婦を早期に把握し支援を行うため、令和2年度に庁内で特定妊婦進行管理チームを設置した。特定妊婦進行管理チームを設置したことにより、部署間でのより正確な情報共有が可能となり、特定妊婦の早期把握と適切な支援への接続を図ることができた。</p>	<p>年々出生数が減少している中でも、特に妊娠期からの支援が必要な特定妊婦は増加傾向にあり、課題については複雑化、多様化した現状がある。そのため、ハイリスク妊婦、特定妊婦を把握し、迅速な支援へつなげることができかが、母子の安定的な生活の構築や虐待の未然防止の観点から重要であり、体制を強化していくことが必要である。</p>	<p>母子保健分野と児童福祉分野の一体的相談支援を行い、予防的支援の強化を図る。また、妊娠・出産期を健康で安心して過ごせるように関係機関との情報共有や共通認識を持ちながら最適な支援を検討していく。さらに、関係機関を含めた職員のスキルアップの機会の創出についても検討していく。</p>

基本施策1-②：子どもの人権の尊重			
基本 施策 推進 状況	<p>子ども家庭支援センターの中核機能である関係機関との連携について、相談対象者にかかわる機関を招集しての会議を定期的で開催したことで、対応スキルの向上につながった。</p> <p>また、児童虐待の未然防止のため、児童虐待の概要に関する動画を配信するとともに、小学4年生及び中学1年生の児童・生徒に「こどもSOSカード」を配布し、虐待の未然防止に向けた取組を実施した。今後、さらに子どもの権利を守るため、虐待の未然防止に資する取組の充実、既存の取組手法の見直しも含めて検討を進めていく必要がある。</p>		
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の実施状況	今後の課題
1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【子ども家庭支援センター事業】 *子ども家庭支援センター	要保護児童対策地域協議会を年間150回から200回実施し、関係機関と連携を図った。また、虐待防止に関する動画を配信するとともに、小学4年生及び中学1年生の児童・生徒に「こどもSOSカード」を配布し、虐待の未然防止の取組を推進した。	今後も早期支援につながるよう、関係機関と連携しながら情報共有及び収集を進める必要がある。 児童虐待の未然防止に関しては、持続的な事業実施と、こどもSOSカード以外の切り口による事業展開の検討が必要である。どのような形であれば子どもが相談をしやすいのか、さらに検討していく必要がある。	引き続き、要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、各事案についてきめ細やかな対応を図っていく。 また、年長児への虐待防止を進めるにあたり、地域と連携した対策方法を検討する。こどもSOSカードに関しても、活用しやすくなるような工夫を検討するとともに、虐待の未然防止につながる手法を様々な観点で検討していく。

基本施策1-③：専門的な知識及び技術を要する支援の推進				
基本 施策 推進 状況	<p>令和2年度に特別支援教室を整備し、令和3年度からは市内全ての中学校で、在籍している学校で支援が必要な生徒への指導・支援を行えるようになった。また、児童の個別指導計画について様式の見直しを行うことで、より各生徒に応じた支援を実施しやすくなった。</p> <p>今後は、新たな様式での個別指導計画における記載方法の習熟や、記載内容を実際の指導や支援の充実にどのように活かしていくかが課題となってくる。</p> <p>個別指導計画においては、指導や助言を行うことで、計画から実際の支援までの一連の流れが円滑に進むよう促していく。また、教育センターと連携し、教員研修で特別支援教育および個別指導計画の活用方法について取り上げることで、個別指導における質の底上げを図っていく。</p>			
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
	1-③-1 障がい児施策の 充実 【特別支援教育の 充実】 *教育指導課	市内全ての中学校に特別支援教室を整備し、在籍している学校で支援が必要な生徒への指導・支援を行えるようになった。また、通常の学級に在席する児童の個別指導計画を、連携型個別指導計画となるよう様式を変更した。在籍の学級・特別支援教室等・保護者が連携し、各児童に応じた支援について、充実を図ることができた。	個別指導計画において、具体的な指導目標の設定や在籍学級での指導内容と教材・教室環境の工夫等の合理的配慮、特別な指導の内容の明記等、様式への記載方法の習熟が課題である。 また、記載された内容をどのように実際の指導に活かし、支援の充実につなげていくかが課題である。	個別指導計画を実際の教育につなげていくための指導や助言を行っていく。 教育センターと連携し、特別支援教育における個別指導計画の活用方法等について教員研修の中で取り上げる。
1-③-2 専門的な支援の 充実 【スクールソーシャル ワーカー活用 事業】 *教育センター	コロナ禍では、従来実施していた家庭訪問等の直接面会する機会を見直し、学校や他の支援機関との連携・協力によって子どもたちの状況把握・周囲への働きかけ等を実施した。 支援対象となる児童や保護者は不登校が要因となるケースが多かったため、スクールソーシャルワーカーによって要因の背景を確認・整理し、学校や保護者に対して課題の見える化や他の支援先へつなぐ等の対応を行った。不登校で学習機会	学校側が把握している情報のみでは、どの程度の支援が必要か、想定と実際に異なっている事例があった。また、学校が支援を必要な児童と認識していない場合、実際には支援が必要な児童が対象者として挙がらないリスクがある。このため、学校との情報共有の強化や、スクールソーシャルワーカーが地域や近隣施設などから情報提供を受ける体制、相互連携の仕組みを検討していく	学校からの申請に対応するだけではなく、教職員等から福祉的な関わりが必要な家庭の連携手法の相談に応じる、校内での不登校児童・生徒に関する会議体への出席する、などの手法で、学校内で起きている様々な課題を教職員と共に考えていく関係性を構築する。 学校が保護者へスクールソーシャルワーカーの説明をする際に活用できるパンフレット等を作成する。	

	を失っている児童・生徒に対しては e-ラーニングによる学習支援を行った。	必要がある。	
--	--------------------------------------	--------	--

基本施策2-①：安心できる保育体制の充実				
基本 施策 推進 状況	<p>令和3年度に東寺方小学童クラブ第3（定員45名）を開所し、市全体での学童クラブの受入定員を増やした。</p> <p>令和2年度をピークに待機児童数は減少してきているものの、一部の地域で待機児童が生じており、解消が課題となっている。</p> <p>課題の解消にあたっては、児童館への直接来館（ランドセル来館）の継続実施や放課後子ども教室の実施により、放課後児童健全育成事業以外の利用を促進していく方法が考えられるが、実際に待機児童の解消につながるか検証していく必要がある。</p>			
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
	2-①-1 保育所及び学童 クラブ待機児童 対策の強化 【放課後児童健全 育成事業】 *児童青少年課	<p>小学校5・6年生の学校の夏季休業中（8月）の受入れや、特別支援学校・特別支援学級に通う5・6年生の通年受入れを実施することができた。</p> <p>学童クラブの定員数は、令和3年度に東寺方小学童クラブ第3を開所したことで45枠増加した。これにより、令和2年4月時点で96名だった待機児童数を令和4年4月時点で43名まで減少させることができた。</p>	<p>待機児童数は令和2年度と比較すると減少したものの、引き続き一部の地域で待機児童が生じており、どのように待機児童を解消していくかが課題である。</p> <p>また、待機児童解消に資する手法も並行して検討していく必要がある。</p>	<p>児童館への直接来館（ランドセル来館）の継続実施や放課後子ども教室の実施により、放課後児童健全育成事業以外の利用を促進していく。学童クラブ以外の事業の充実により、学童クラブの待機児童が減少するのかわについては、検証を進め、今後の方向性を検討していく。</p>
2-①-2 ニーズに応じた 多様な子育て支 援サービスの提 供 【子ども家庭サポ ーター派遣事業】 *子ども家庭支援 センター	<p>令和2年度に国や都の補助金を活用し、1人あたりの上限利用回数を増やし、多胎支援の充実を行う等、サービスの拡充を図った。令和2年度の実績は落ち込んだものの、令和3年度・令和4年度ともにコロナ禍にも関わらず、前年度を上回る利用実績だった。</p>	<p>子ども家庭サポーター派遣事業への需要が見込まれる一方、派遣するサポーターの確保が課題となっている。</p> <p>また、利用者がより利用しやすいサービスとなるよう、検討していく必要がある。</p>	<p>子ども家庭サポーター派遣事業における派遣サポーターの確保について、引き続き確保策を検討していく。</p> <p>令和6年度に改正児童福祉法の施行にあたり、本事業における国や都の補助制度の動向について情報収集を進め、利用可能な補助制度を活用することで、事業の充実を図っていく。</p>	

基本施策2-②：安定した家庭生活に向けた支援			
基本 施策 推進 状況	母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識及び技能取得のための支援を行った。令和3年度から自立支援プログラムの策定者に対し、東京都社会福祉協議会による住宅支援資金の貸付事業が開始された。		
	母子家庭等自立支援給付金事業の利用が可能な方への周知・案内を継続し、本人に寄り添った相談を行うことで、引き続き母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就労の促進、経済的安定を図っていく。		
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度 of 取組総括	今後の課題
2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進 【母子家庭等自立支援給付金事業】 *子育て支援課	母子家庭及び父子家庭の経済的自立促進のための知識、技能取得のための支援を行った。令和3年度から自立支援プログラムの策定者に向けて、東京都社会福祉協議会による住宅支援資金の貸付事業が開始された。就労相談人数は令和2年度から増加してきている。	引き続き事業周知を継続し、一人親世帯における父・母に対する就労支援を継続して行っていく必要がある。	事業の利用が可能な方への周知・案内を継続し、本人に寄り添った相談を行うことで、引き続き母子家庭の母及び父子家庭の父の就労の促進、経済的安定を図っていく。
2-②-2 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【養育支援訪問事業】 *子ども家庭支援センター*健康推進課	支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊娠期から確実な支援を実施し、必要に応じ関係機関と連携しながら継続支援を行った。また、養育の支援が必要でありながら自ら支援を求められない家庭の中にいる子どもに対して、継続して関わることで、コロナ等の社会変化や家庭状況の変化による困りに対してタイムリーに支援を入れることができた。さらに、具体的支援の検討として、子ども家庭支援ネットワーク連絡会の活用により関係機関との連携が図れた。	引き続き支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊娠期から切れ目ない支援を行う必要がある。また、養育支援が必要と思われる家庭において、行政への援助発信が少ない家庭があることやサービスへの情報アクセスがない家庭への支援が課題である。	支援が必要な家庭への早期発見・早期支援のため、妊娠期から切れ目ない支援を行い、必要な情報を届けながら支援していく。また行政機関以外の多様な地域の機関ともつながりながら支援できるようネットワークを構築していく。

<p>2-②-3 経済的な支援の 推進 【児童育成手当支 給事業】 ＊子育て支援課</p>	<p>ひとり親家庭等に対して手当を支給し、保健 の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等 の子育て支援の増進を図った。受給人数は少 子化による未成年者数の減少により、少しづ つ減ってきている。</p>	<p>就労状況や生活状況が多様化したことによ り、対象者の世帯構成の把握が困難な事例が ある。手続き漏れや手当の支払額が現況と合 わなくなるおそれがあることから、対象者に 市との情報共有を促す必要がある。</p>	<p>適正な支給を行うため、調査や窓口来庁時に受 給者からの聞き取りを確実にし、世帯構成の 正確な把握に努めていく。また、世帯構成に変 更があった際は正確な報告を行うよう対象者 に働きかけを行っていく。</p>
<p>2-②-4 多様な働き方の 実現及び働き方 の見直し等 【TAMA 女性センタ ー事業（就労環境・ キャリア形成）】 ＊TAMA 女性センタ ー</p>	<p>男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」 において、女性活躍やワーク・ライフ・ balan スの推進に向けた市内事業者の取組みの紹介 記事を掲載し、働く場における男女平等の推 進に向けた啓発に努めた。継続して東京しご とセンター多摩と連携して事業を実施するこ とで、女性の就職・キャリアアップ支援を行う ことができた。 市内事業者への直接的な情報提供は令和4年 度の実施だったが、企業同士の意見交換 も含め、企業のニーズ把握や取組に関する情 報交換など、今後につながる事業を実施する ことができた。</p>	<p>「たまの女性」など、インタビューを通じて できた事業者とのつながりを活かし、事業者 同士の意見交換会を実施することができた。 事業が単発で終わることの無いよう、継続し て事業を実施しつつ、内容を充実させていく 必要がある。</p>	<p>今後も「たまの女性」発行時など、継続的な 情報提供を行い、市内事業者との関係を構築 していく。あわせて、健幸まちづくり推進室 が行う「健幸！ワーク宣言」や、経済観光課 の市内事業者向けの事業と連携を行いなが ら、事業者のニーズを探りながら、事業の規 模拡大と内容の充実を図っていく。</p>
<p>2-②-5 次代の親の育成 【学校・家庭教育 支援事業】 ＊公民館</p>	<p>子育て応援講座の「子育てカフェ」やノーパデ ィーズ・パーフェクトを通して、参加者の発言 等から気づきを得ている様子が伺えた。広場 事業においては、常駐しているコーディネー ターが、親子の安全を見守りながら参加者同</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、講 座や広場等への参加者数が減少してきてい る。 対象者が参加しやすい時間帯での講座実施な ど講座の実施手法について、検討する必要が</p>	<p>引き続き関連機関との連携を図りながら、講座 のプログラムに親しみやすい内容を取り込み、 親子が気兼ねなくつどい、つながりあうこと のできる環境を提供していく。また、開催時間 帯や曜日などの工夫、アウトリーチやICTを活用</p>

		士をスムーズに結びつけるよう働きかけ、初めての来場者にとっても、安心して過ごせる形となるよう配慮した。	ある。	した取り組みを進めていく。
--	--	---	-----	---------------

基本施策2-③：妊娠・出産期からの切れ目ない支援			
基本 施策 推進 状況	<p>子育て世代包括支援センター事業として、ゆりかごTAMA妊婦面接やプッシュ型の情報発信等、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行うための様々な事業の展開を図った。また、地域で包括的に支援する体制を推進するとともに、孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。さらに、支援に関わる保健師の人材育成も兼ねて、様々な家庭への支援について情報の共有に努め、職員間の連携を図った。</p> <p>今後も引き続き関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援を行っていく。</p>		
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の実施状況	今後の課題
	課題への対策の方向性		
2-③-1 子育て家庭の健康の確保 【子育て世代包括支援センター事業】 *健康推進課	<p>子育て世代包括支援センター事業の主な取組として、ゆりかごTAMA妊婦面接をはじめ、関係機関との連携強化による取組、プッシュ型の情報発信等により、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行うための事業の展開を図ったことで、地域で包括的に支援する体制を推進するとともに、孤立予防、早期支援に繋げることができた。また、妊娠期から経済的支援と併走型相談支援を一体的に実施する出産子育て応援事業を開始することで、市民が相談機関等へアクセスしやすくし、支援が必要な家庭を早期に把握し、早期支援につながる取組を強化した。支援に関わる保健師の人材育成も兼ねて、様々な家庭への支援について情報共有を行い、職員間のスキルアップに努めた。</p>	<p>ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを踏まえた、個別的で継続的な支援を行うため、専門職の人材育成が課題である。</p> <p>また妊娠期から信頼関係を築きながら、個々に応じた支援量を判断して、孤立を予防し、産後のゆとり感を高める支援が求められている。</p>	<p>母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを早期に継続的に実施できるようにポピュレーションアプローチを充実させていく。並行して、個別支援においても関係機関との連携や連絡調整を行い、必要なサービスや支援を行っていく。</p> <p>専門職の人材育成は母子保健と児童福祉の相談支援体制を強化する中で合同会議等を活かして行う。</p>
2-③-2 家庭の教育力の向上	<p>これまで各保育所で実施していた離乳食教室について、令和3年度に健康推進課、認可保育所栄養士(代表者)とともに、市内認可保育所に</p>	<p>それぞれの認可保育所で離乳食教室を実施しているが、受講者がなかなか集まっていない状況があるため、保育所における「園だより」</p>	<p>保育所による離乳食教室は、認可保育所に通う世帯だけでなく、誰でも参加可能な教室だということを様々な媒体を活用し周知を図</p>

	<p>【保育所による離乳食教室】 *公立保育園 *健康推進課</p>	<p>おける離乳食講習会の開催について検討会を立ち上げ、各園で実施する体制を構築した。テキストなどを共有し、令和4年度から改めて市内認可保育所で離乳食教室を実施した。</p>	<p>以外の周知方法を検討していく必要がある。</p>	<p>っていく。</p>
--	--	---	-----------------------------	--------------

基本施策3-①：地域社会全体での子育て支援				
基本 施策 推進 状況	新型コロナウイルス感染症の流行により、子ども食堂推進事業は支援方法の変更や会場の縮小などを迫られたが、年度を追うごとに利用者が増えてきており、事業全体の需要がどのくらいあるのかを確認し、その上で適切な支援を継続して行う必要がある。国や都の動向も見据えつつ、「食を通じた居場所」として利用者が安心できるよう、引き続き支援を図っていく必要がある。			
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
	3-①-1 地域コミュニティによる子育て施策の充実 【子ども食堂推進事業】 *子育て・若者政策担当	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、配食や宅食のニーズが増加した。そのため、市内にある子ども・誰でも食堂12団体に対し、補助金を交付し、支援を行った。また、子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報1・2面に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに鑑み、引き続き、食堂・配食等の事業のニーズがどのように推移するか捉え、適切な支援を行っていく必要がある。 また、持続可能な事業運営のため、フードドライブ等を活用した補助金以外の支援策の検討を行う必要がある。	国や東京都の動向の把握し、事業所や利用者の意見を聴きながら「食を通じた居場所」として、市民にとって安心できる居場所となるように、引き続き支援を図っていく。
3-①-2 持続可能な放課後子ども教室の運営 【放課後子ども教室】 *児童青少年課	令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、実施日数が大幅に減少した。しかし、令和4年度には14校計275日での実施となり、実施日数は回復傾向にある。	放課後子ども教室を運営するボランティアの担い手不足と高齢化が進行化しており、子どもたちの見守りの安全性の低下が懸念されている。また、実施日数についても都内26市の中で最低レベルとなっており、日数拡充に対する保護者からのニーズも存在することから、在り方を検証する必要がある。	市内学童クラブを運営する社会福祉法人への業務委託化を試行実施し、結果を検証した上で、安定した人員の確保による、実施日数の増加を目指す。 また、子どもたちにとって魅力的なプログラムを実施できるように検討を進める。	

基本施策3-②：子育てを支援する生活環境の整備

各保育施設のお散歩通園路における危険箇所点検及び対応を東京都や道路交通課と協力して実施した。また、浸水想定区域内や施設の近隣に土砂災害警戒区域等が所在する保育施設に対して、水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定の指導を行うとともに、全園で震災等を想定した避難訓練を実施し、備えを強化した。

保育施設のお散歩通園路における危険箇所点検及びその対応については、今後も継続して各保育施設と子育て支援課で協力して対応できるよう、実施体制を強化する必要がある。新園が設置された際などは、子どもが安全に移動できるよう、お散歩通園路の点検を行うよう指導を行い、各保育施設から危険箇所について情報提供があった際は適切に対応していく。

施策の方向性	令和2年度から令和4年度 of 取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
3-②-1 良好な住環境の確保充実 【道路交通環境の充実】 *道路交通課	子育て世帯や子どもが安心して道路を通行できるよう、舗装補修をはじめ、路面標示（区画線）の更新、グリーンベルトの敷設、街路樹による視認性障害や照度障害を改善するための剪定及び伐採を行い、道路交通環境の改善を進めた。	多摩ニュータウン整備から40年以上経過し、自転車歩行者専用道路の全体的な補修が必要となっている。	国の交付金や都市計画税の充当など、財源を確保しながら計画的に進めていくとともに、今後も継続して、市内教育・保育施設からの情報提供・要望を聞きとり、子どもが安全で安心して登降園・園外活動ができるよう、必要に応じて所管課と協力し対応する。
3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進 【生活・交通・災害安全教育の実施】 *防災安全課 *道路交通課	コロナ禍ではあったが、交通安全教室実施による啓蒙の機会を交通公園で実施する方式から出前方式にシフトする等して設け、必要に応じて、各児童館や学童クラブでのパトロールも行った。また、各学校において、「安全指導全体計画」を作成し、年間を通じて計画的に安全指導を実践することができた。	コロナ禍により、地域内のつながり、地域と学校をつながりや、地域間のつながりなどが希薄化した。そのため、地域間合同訓練の実施件数も減少している。また、総合防災訓練の実施方法の変更で、中学生の参加の減少が見込まれる。	地域のつながりの強化や、若者の地域社会への参加を促すために、多世代交流型の事業を実施するとともに、子ども向けの防災イベントを開催していく。また、事業の周知に努め、引き続き参加いただける学校、園等を確保しながら、時代に合わせた交通安全教育の取組を進めていく。

基本施策4-①：支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立

基本
施策
推進
状況

ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している世帯又は同等所得の世帯に対して、30人程度の定員で訪問型と学習塾型の2種類の方法で週1回の学習支援を行った。令和2年度までは児童扶養手当受給者を対象としていたが、令和3年度からは収入要件はあるものの、ひとり親世帯以外の方も申込ができるようになった。学習支援においては、毎回定員より多くの応募があるものの、学習場所等の都合で希望者全員に学習支援を提供できていないことから、実施事業者や関係機関と連携しながら学習場所の確保と職員の確保を進め、課題解決に努める必要がある。

また、令和4年4月1日に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、「子若条例」という。）を他市に先駆けて施行した。本条例では、子どもの権利条約に規定される「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参画する権利」に加え、多摩市独自で「必要な支援を受ける権利」、「挑戦する権利」を規定するとともに、「若者」まで権利の主体に定義づけた点が特徴となる。

今後は、子若条例に基づく具体的な取組を検討していく必要がある。

施策の方向性	令和2年度から令和4年度の取組総括	今後の課題	課題への対策の方向性
4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進 【生活困窮者自立支援事業】 *福祉総務課	「しごと・くらしサポートステーション」において、自立相談支援事業等の相談支援を実施した。令和2年度から若者のひきこもり相談窓口についても同所で実施し、幅広い世代のひきこもり支援を行った。コロナ禍においては、住居確保給付金の要件緩和、生活困窮者自立支援金、非課税世帯等への臨時特別給付金等の給付を実施した。申請・相談の機会に、必要に応じて生活保護等へ繋ぎ、セーフティネットとしての機能を果たした。	ひきこもりの長期化・高齢化の結果としてのいわゆる8050世帯など、複合化・複雑化した生活の困り事等の課題を抱えた世帯は、生活困窮者自立支援制度だけで支えることは困難であり、多様な機関での連携した対応が必要である。	多様な機関の横断的な連携を図り、包括的な相談支援体制を構築するため、令和4年度から設置している「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」の会議において、個々の事例検討や支援者間の関係強化、支援に必要な資源の掘り起こし等を行っていく。
4-①-2 地域の中での支援ネットワークづくり	ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している世帯又は同等所得の世帯に対して、30人程度の定員で訪問型と学習塾型の2種類の方法で週1回の学習支援を行った。	定員より多くの応募があるものの、学習場所や職員数の観点で現状では事業拡大が難しく、希望者全てが支援を受けられている状況には至っていない。	学習支援を請け負う事業者や他の部署とも連携し、会場の確保に努めていく。 職員の確保についても、行政で対応できる部分があるのか検討を進める。

<p>【子どもの学習支援事業】 *子育て・若者政策担当</p>	<p>令和2年度まではひとり親の世帯に限定していたが、令和3年度から要件を緩和した。</p>	<p>学習支援を休んだ際の動画視聴のフォローについても他の方法がないか、検討していく必要がある。</p>	<p>学習支援を休んだ場合には、動画を視聴することができる仕組みとしているが、他の方法での支援についても検討していく。</p>
<p>4-①-3 子ども・若者を支援するしくみづくり 【LGBT 電話相談事業】 *TAMA 女性センター</p>	<p>LGBT 電話相談事業を毎月1回実施した。奇数月と偶数月で受付時間帯を変えて、広く相談に対応できるよう工夫した。令和4年度の年間相談件数は13件だった。特に若年層(10~30代)からの性自認に関する相談は一定数存在していると想定されることから、引き続き相談窓口を継続して実施していく事が重要である。</p>	<p>相談件数が減少傾向にある。 また、LGBT 電話相談については当事者だけでなく周囲の関係者(教員、友人、親など)からの相談も受け付けているが、当事者以外からの相談は少ない状況である。</p>	<p>LGBT 電話相談事業について、主催講座やイベント、たま広報などで、当事者以外からの相談も受け付けていることも含めて周知を継続して行っていく。</p>

基本施策4-②：子どもの貧困対策			
基本 施策 推進 状況	<p>毎年度ひきこもりに関する講演会を開催するとともに、居場所となる子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報1・2面に掲載することなど、周知・理解の促進を図った。一方で、それ以外の支援方法や支援を実現するための体制を構築していく必要が生じている。</p> <p>ひきこもりの対象者把握に関しては関係所管課とも協力しながら行い、その家庭がどのような支援が必要なのかを把握していく必要がある。</p> <p>また、その他にどのような形での支援が可能か、引き続き検討を行っていく。</p>		
	施策の方向性	令和2年度から令和4年度の実施状況	今後の課題
	課題への対策の方向性		
4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援 【フードドライブ事業】 *社会福祉協議会（福祉総務課）	子ども・誰でも食堂の活動をボランティア通信やホームページ等で紹介したことなど、市内のスーパーにおけるフードドライブ窓口の設置や、フードドライブへの寄付、金銭での寄付の増加など、市民の関心が広がってきている。また、多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）により大学生以下のお子さんがいる世帯等に食料等の無料配布を行った。そして、継続的な食料支援を行う中で学習支援の必要性を把握した。	食料支援等を必要としている家庭の掘り起こしを行う必要がある。加えて、学習支援のニーズもあることから、その支援に取り組む必要がある。	ゆるたまネットの食料配布で支援した世帯を対象にアンケートを実施し、継続的な支援が必要な世帯にフードパントリーを実施する。 また、子ども・誰でも食堂や貸付相談とも連携を図り、支援の必要な世帯があれば、継続的な食料支援を行う。 市内の企業等にフードドライブの働きかけを行い、市民が身近にフードドライブの寄付ができるようにする。 市内企業等と連携し、学習支援に取り組む。
4-②-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【子ども・若者育成支援事業】 *子育て・若者政策担当	令和4年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行した。0歳から39歳までを子ども・若者と定義し、子どもの権利条約で規定されている権利に加えて、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」を規定した。	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の周知を積極的に行うとともに、条例の理念を実現するための具体的な子ども・若者への支援施策を実施していく必要がある。	条例に関するリーフレットの配布以外の周知方法を検討、実施し、条例の周知を行うとともに、子ども・若者の権利に関する知識を広く知ってもらうための方策検討していく。 子ども・若者本人からどのような支援が必要か意見を聴取し、具体的な施策につなげていく。

6. 第2期期間中の主な取り組み成果（まとめ）

①待機児童対策の推進

トピックス	取組の成果	今後の課題	課題への対策の方向性
保育所等における待機児童対策の推進 ＊子育て支援課	令和2年4月に聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリアに、やまとさくら保育園及び関戸みどりの保育園の認可保育所2施設を設置し、令和3年4月に永山駅周辺エリアに、おだ学園保育園を1施設設置した。また、バオバブ保育園やみさと保育所の大規模改修等に合わせて定員数の増を図ることで、待機児童が多い0歳児クラスから2歳児クラスの保育枠を合計108枠拡大した。これらの取組により、待機児童数は令和2年4月時点で50名だったところ、令和4年4月時点で4名となり、待機児童の解消に向けて大きく前進した。	待機児童数は大きく減少したものの、定員以上の入所申請がある地域と保育枠に空きが生じている地域がある。定員そのものの適正化を行いつつ、空いた定員部分への運営費等の対策や空いた保育スペースの活用方法について、市として対策を考えていく必要がある。	国においては（仮称）こども誰でも通園制度に関して現在検討が進められており、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化だけではなく、保育枠の空きを活用することから、運営費等の支援効果も見込める。そのため、制度の試行実施を含め、早期に実施していく。
学童クラブにおける待機児童対策の推進 ＊児童青少年課	令和3年度に東寺方小学童クラブ第三（45枠）を開設したこと、直接児童館へ向かうことのできるランドセル来館を継続して実施したこと等により、令和2年4月時点で96名であった待機児童数は、令和4年4月時点で43名まで減少し、学童クラブの待機児童の解消に向けて大きく前進した。	待機児童数は令和2年度と比較すると減少したものの、引き続き一部の地域で待機児童が生じており、どのように待機児童を解消していくかが課題である。 待機児童解消に資する手法として、既存の施設等の活用を検討していく必要がある。	市内学童クラブを運営する社会福祉法人へ放課後子ども教室の運営業務委託を試行実施することで、一体型の運営及び学童クラブへのニーズから、放課後の居場所として他の選択肢拡大を検証していく。

②子育て環境の充実

トピックス	取組の成果	今後の課題	課題への対策の方向性
地域子育て支援拠点やひろば事業等の充実 ＊子ども家庭支援センター	令和3年度にはパルテノン多摩に「こどもひろばOLIVE」が新たに開設し、令和4年度では利用者数59,000人となるなど、多くの方にご利用いただいている。また、市外の方の利用も多く、多摩センター活性化、ひいては多摩市の魅力発信に資する施設となっている。 地域子育て支援拠点事業全体としては、コロナ禍により利用者が大きく減少したものの、令和4年度は少しずつ利用者数が戻ってきており、未就学児への居場所の提供や子育て世帯の負担軽減を図ることができた。	令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことを受け、利用者数は回復することが予想される。現在、地域子育て支援拠点は市内10か所に設置されているが、全ての施設が市の公共施設での実施となっており、相談等窓口の多様性に欠けている。	今後は、市内保育所・幼稚園など子育て支援を担う社会的な地域施設と連携しながら、事業展開をすることについて、検討していく。
全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する切れ目のない支援体制の整備 ＊子ども家庭支援センター ＊健康推進課	子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる総合相談や在宅サービスの提供を行っているとともに、健康推進課では、ゆりかごTAMA妊婦面接をはじめ、関係機関との連携強化による取組、プッシュ型の情報発信等により、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を行うための事業の展開を図っている。 これらの取り組みについて、児童福祉と母子保健の両部門で、要保護児童対策地域協議会	令和6年4月に施行される改正児童福祉法において、児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）及び母子保健機能（子育て世代包括支援センター）双方の機能の一体的な運営を行い、こども家庭センターを設置することとしている。 このため、多摩市においてもこども家庭センター設置の方法について検討が必要である。	児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）及び母子保健機能（子育て世代包括支援センター）の一体的な相談支援体制を整え、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を強化していく。

	実務者会議として、特定妊婦進行管理チームによる情報共有を行い、切れ目のない支援体制の整備を進めた。		
--	---	--	--

③地域社会全体での子育て支援体制の整備

トピックス	取組の成果	今後の課題	課題への対策の方向性
子ども・誰でも食堂等の地域の居場所への支援を通じた、子どもの貧困対策の推進 *子育て・若者政策担当	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、食に対するニーズが増加した。そのため、市内にある子ども・誰でも食堂12団体に対し、補助金を交付し、地域の子どもたちの居場所に対する支援を行った。また、食に限らず、困難を抱える子どもたちを地域の居場所と連携し、見守り、支援を行うことで、子どもたちの健全な育成に寄与した。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに鑑み、引き続き、食堂・配食等の事業のニーズがどのように推移するか捉え、適切な支援を行っていく必要がある。 また、持続可能な事業運営のため、フードドライブ等を活用した補助金以外の支援策の検討を行う必要がある。	国や東京都の動向を把握し、事業所や利用者の意見を聴きながら「食を通じた居場所」として、市民にとって安心できる居場所を、官民連携により、地域社会全体に拡大していく。

④子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する取組

トピックス	取組の成果	今後の課題	課題への対策の方向性
子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の施行及び推進 *子育て・若者政策担当	令和4年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行した。0歳から39歳までを子ども・若者と定義し、子どもの権利条約で規定されている権利に加えて、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」を規定した。	条例の理念を周知・啓発するだけでなく、「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市」の実現を目指し、具体的な子ども・若者への支援施策を実施していく必要がある。	副読本等を活用し、持続的に条例の周知・啓発ができる取り組みを行うとともに、子ども・若者の意見を聴取しながら権利擁護・意見表明をはじめとした、具体的な施策を検討、実施していく。

7. 子ども・子育てを取りまく環境変化に伴う対策

新たな課題	主な事業主管課	取組の方向性
少子化対策	子育て・若者政策担当	<p>保育所等の待機児童対策については、新たな認可保育所等の整備や既存園舎の大規模改修等に伴う、保育定員の拡大を図ることで、待機児童の解消に大きく前進した。</p> <p>一方で、少子化の影響により、一部の施設では保育枠に空きが生じてきており、保育所等の運営に大きく影響を及ぼしているところである。</p> <p>少子化の進行は、保育所や幼稚園において施設運営に影響を及ぼすだけでなく、将来的なまちづくり等に大きな影響を与えることから、少子化に対処するための施策を講じていく必要がある。</p>
ヤングケアラー支援	子ども家庭支援センター 子育て・若者政策担当	<p>ヤングケアラーについては近年社会的な問題となっており、多摩市においても、令和4年11月に市内在住の小学校5年生から高校3年生までを対象とした「ヤングケアラー実態調査」を実施した。</p> <p>これにより、潜在的なヤングケアラーであった児童・生徒5名を把握することができ、子ども家庭支援センター等、必要な機関につなげることができた。</p> <p>ヤングケアラーに対する支援については、継続的な支援を行っていくことが重要であるため、今後もヤングケアラーの把握を行うとともに、必要な機関につなぐ等の支援を行っていく。</p>
子ども・若者の権利	子育て・若者政策担当	<p>多摩市においては、令和4年4月1日に「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、「子若条例」という。）を施行した。子若条例では、子どもの権利条約に規定される、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参画する権利」に加え、「抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利」、「自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利」を市独自で規定するだけでなく、「若者」も権利の対象として規定したところである。</p> <p>子若条例の理念を実効性のあるものとしていくためには、子若条例の周知を継続して実施してだけでなく、理念や目的を具体化するための取組を実施していく必要があることから、今後も引き続き、具体的な取組内容や実施体制等について検討を行い、取り組みを推進していく。</p>